

「立候補休暇法案」(概要)

(公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律案)



目的：公職の候補者となる労働者の雇用の継続を確保し、もって国民の政治への参画の機会の増大に寄与する。

○対象選挙

衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙

○休暇を取得できる期間

選挙期日の公示・告示日の14日前から選挙期日後3日まで

○休暇取得の制限

過去1年以内に他の選挙に係る立候補休暇の申出をしたことがある労働者は、立候補休暇を取得することができない

○不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が立候補休暇の申出をし、又は立候補休暇を取得したことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない

- ・ 施行日：公布日から起算して1月を経過した日
- ・ 公務員の適用除外
- ・ この法律の施行後4年を目途として、立候補休暇の取得状況等を勘案し、立候補休暇の取得を容易にするための方策について検討